

## 第 2 3 回 栗 原 地 域 合 併 協 議 会 会 議 録

召集年月日	平成17年2月17日(木曜日) 午後2時00分			
召集の場所	瀬峰町「テアリホール」			
開閉会の日時 及び宣告人	開会	平成17年2月17日(木)午後2時00分	会 長	菅 原 郁 夫
	閉会	平成17年2月17日(木)午後3時45分	副会長	千 葉 徳 穂
出 席 者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	会 長	菅 原 郁 夫	委 員	高 橋 光 治
	副 会 長	千 葉 徳 穂	"	遠 藤 實
	"	佐々木 幸一	"	茂 泉 文 男
	委 員	大 関 健 一	"	長 谷 川 厚 子
	"	中 嶋 次 男	"	白 鳥 英 敏
	"	佐 藤 覚 次 郎	"	三 浦 徹 也
	"	山 田 悦 郎	"	中 嶋 太 一
	"	葛 岡 重 利	"	高 橋 伸 幸
	"	佐 藤 小 弥 太	"	佐 藤 多 恵 子
	"	鹿 野 清 一	"	武 田 正 道
	"	佐 藤 千 昭	"	海 老 田 慶 子
	"	鈴 木 守	"	山 村 喜 久 夫
	"	高 橋 義 雄	"	佐 々 木 昭 雄
	"	高 橋 勇 輝	"	津 藤 國 男
	"	太 斎 俊 夫	"	須 藤 茂
	"	石 川 憲 昭	"	後 藤 和 廣
	"	佐 々 木 幸 男	"	飯 田 明
	"	大 内 朗	"	白 鳥 一 彦
	"	小 岩 誠 二	"	千 葉 和 恵
	"	菅 原 佑	"	中 條 彦 登
	"	中 鉢 泰 一	"	佐 藤 利 郎
	"	石 川 正 運	"	松 田 孝 志
	"	千 葉 伍 郎	"	白 岩 博
"	佐 藤 幸 生			
"	佐 藤 重 美			
"	菅 原 登			

欠席者	委員	加藤 雄八郎	委員	伊藤 竹志
	"	白鳥 文雄		
その他出席者	幹事長	大場 秀也	次長(調整担当)	千葉 浩文
	副幹事長	佐藤 重博	班長(総務担当)	千葉 雅樹
	事務局長	鈴木 正志	班長(合併準備担当)	小野寺 世洋
	次長(総務担当)	阿部 貴夫	総務担当	菅原 功
	次長(総務担当)	二階堂 秀紀	総務担当	伊藤 大輔
	次長(調整担当)	濁沼 栄一	総務担当	市川 かほる
会議の概要	別紙のとおり			
会議録署名委員	委員	山田 悦郎	委員	葛岡 重利
傍聴	一般 47名 報道12社			

次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 協議事項
  - 《第10回栗原地域合併協議会(平成15年12月25日開催)確認事項》
  - 「協議第36回 一般職の職員の身分の取扱いについて」の確認について
- 5 その他
- 6 閉 会

## 1. 開 会 午後2時03分

○鈴木事務局長 それでは、開会前に資料の確認をお願いしたいと思います。

本日配付してございます資料は、「次第」、それから「協議第36号一般職の職員の身分の取扱いについての確認について」という資料、次に、参考資料として平成15年12月21日提案、同25日確認されました「協議第36号一般職の職員の身分の取扱いについて」、次に協議書の写し、それから関係法令の抜粋の資料ということで配付してございます。

間もなく始まりますけれども、携帯電話につきましては電源をお切りになるか、マナーモードにしてくださいをお願いをいたしたいと思います。

それでは、ただ今より第23回栗原地域合併協議会を開会いたします。

## 2. 挨拶

○鈴木事務局長 開会に当たりまして、当協議会会長であります菅原会長より、開会のご挨拶を申し上げます。

○菅原会長 開会に当たりまして、栗原地域合併協議会の会長として開会のご挨拶を兼ね、なおまた、本日までのいろんな経過についても説明をしながら挨拶にさせて下さい。

本日の会議は、長期臨時職員と呼称させて下さい、長期雇用臨時職員を1月1日付をもちまして一般職に栗駒町において採用したということが原因になりまして、今日までいろいろと疑問が出され、そしてまた、協議を進めてまいりました。そして、結果的には、本日の栗原地域合併協議会において確認をしていこうというふうなことで協議会を開会申し上げた次第であります。

しからは、本日までの経過について会長から説明をさせて下さい。

我々10人の町村長、長期雇用の臨時職員が関係する町に在職しておるということは承知をいたしておりました。そして、しからは、その長期在職をしております臨時職員を新市で引き継ぎ雇用する場合、どのような方策をもって引き継ぎ雇用するかというようなことについて、総務課長で組織をいたしております総務部会に、これらの雇用の方策をどのようにしていったらいいかということについて協議をさせておいた次第であります。

その協議につきましても、何せ、大変難しい問題でございますので、なかなか総務部会でも結論が出なかったというのがそのとおりでありました。そして、たまたま12月6日の町村長会議でありました。その席に宮城県市町村課の行政第2班長名をもちまして、12月6日付で長期の臨時職員を、合併を期に正式手続を経ることなく正規職員として採用しようとしている旨の苦情が県に寄せられたと、そのことをもって、このようなことのないように、十分配慮してほしいという書類を我々10人の町長は合併事務局の方から交付された次第であります。

恐らくは、その当時、そのようなことのないことを信じながら、我々としてはその書類を見ました。そして、たまたま1月6日の、これまた町村長会議であります。これは栗原郡の町村会の終わった後でございまして、時間も大分たった後でございました。そして、このときには、部長級人事の内示をしようということで、いろいろと助役会議等で検討させ、そしてまた我々10人の町長が検討い

たしまして、4月1日から発足いたします栗原市の部長級の人事についていろいろと検討いたしまして固めた日でありました。

そのとき、長期雇用職員の合併後の引き継ぐ場合、どのような方策をするかということで検討させておりました総務部会から、その内容等が上がってまいりました。これも検討いたしました。その内容については、時間もございませんでしたので、再度またこれらについては協議をしようというふうなことで、我々10人の町村長、別れた次第であります。その後でございます。1月19日でございます。この日は、河北新報に「臨時職員駆け込み本採用」という表題で、河北新報で報道されました。たまたま、この19日は、我々10人の町村長、栗原地域医療組合の組合議会が10時からありました。そして、1時半からは広域行政事務組合の組合議会がありました。10時から開会いたしました医療組合の組合議会の際に、栗駒の町長から、本日河北新報上に掲載された内容について報告をしたいというふうなことで申し入れがございました。何せ、このように午前と午後会議がございましたので、我々としては、これらについては聞きおく程度というふうなことで別れました。そして、再度1月22日です。このときは本格的に、この問題をいかにするかということで町村長取り組んだ最初の日でありました。

そして、1月22日には、我々10人の町長、いろいろとこれには意見が出ました。しかし、10人の町長で話し合ってもなかなか結論が出ないだろう、そういうことで、栗駒の町長を除いた9人の町長で協議をする必要があるということで、この日はそのような事情で22日は閉会をいたしまして、26日に9人の町長でもって会議をいたした次第であります。

その結果につきましては、9人の町長いずれも、栗駒町で1月1日付で採用した長期臨時職員の雇用については認められないというふうな意見の集約をみました。よって、それらの内容についてこの解決策をいかにするかということで、文書をもって栗駒町に申し入れをすべきであるというようなことで、26日の夕刻、私と副会長の築館町長でもって栗駒町に申し入れ書を交付いたしまして、1月31日まで文書をもってそれらの内容について回答してほしいという申し入れをいたした次第であります。

以下、1月31日付で栗駒町から回答がありました。その内容については、今まで法的に認められない長期職員を雇用しておいたものを、正規の職員にするために、正規の法律的なものにするためには、採用する以外にないというふうな手段でもって採用したという理由で了承していただきたいというふうな回答でございました。その回答を受けまして、我々町村長、2月1日に直ちに会議をいたしました。これも、他の会議の後でございましたので、なかなか結論を得ることができませんでした。よって、2月4日に、再度町村長会議をするという申し合わせをいたしまして散会をいたした次第であります。その2月1日から2月4日の間に、栗駒の町長から2月2日、口頭でありましたが、長期臨時職員の採用については、9名の町村長の意思に沿い、責任を持って解決するという内容でございました。それからもう一つは、解決後の臨時職員については、平成17年4月1日以降においても雇用の道を開いてもらいたいという二つの内容について、2月2日に私あて口頭でもって申し入れがありました。

これを踏まえて、2月4日に9人の町村長で会議をいたしました。その結果につきましては、また再度それらの内容について協議した内容を栗駒町にまた回答を求めるというふうなことでなしに、最

最終的な結論を出すべきであるというふうなことからいたしまして、その最終的な結論は、いかにすべきかということ、我々9人の町長で協議をいたしました結果、やはり最終的な結論は、栗原地域合併協議会において協定項目でもってきちんと協定をして、決定するのが最終的な決定であるということに基づきまして、本日の会議を開会したというふうな内容であります。

その間にありましては、築館町議会、一迫町議会、それから合併協議会の学識経験委員17名、それから郡の議長会より協議会の開催の早期開催を要望するというふうな文書で申し入れがありました。これらを我々町長受けまして、できるだけ早く協議会を開催する予定でありましたが、本日の会議ということに相なった次第であります。

それから、ここで申し上げておきますが、先ほど口頭でもって栗駒の町長から「9人の町長の意思に沿って責任を持って解決をする」という口頭の申し入れがありました。その結果、本日の協議会までに解決をしたいというようなことで、栗駒の町長、いろいろと検討いたしましたようであります。その結果、11名の関係する職員から辞表の提出を取りまとめたということの、口頭で私あて申し入れがありました。それを踏まえて、今日は、そのようなことの、辞表を取りまとめたということは、本日分かった訳でありますので、今日の会議はそういうものも踏まえてご検討賜れば幸いというふうにご考えた次第でありますので、よろしくお願いを申し上げまして、本日までの経過等について説明をいたしました次第であります。よろしくお願います。

○千葉伍郎委員 議事の進め方について質問をいたします。栗駒の千葉です。

今、開会の挨拶で、本来であれば議題に入って経過をされるものだと思っておりましたが、挨拶の中で申されましたので、私は、今回の会議の事務上の有効性について、一つ質問をさせていただきます。

前の22回の合併協議会、その際に、あらかじめ予告がありまして、第23回の協議会は2月28日に開催される旨の予告がありました。そして、第94号によりますと、23回会議は、本日2月17日と相なった訳であります。しかし、これらの招集の背景を考えてみましたときに、この栗合協の第92号の予告通告によりますと、協議会委員や郡内議長の方々の要請によるものとなっておりますけれども、臨時開催の要求は、協議会規約第9条第2項の招集請求に基づいて受けとめられることになっております。この中には、協議会会議の第9条、5項からなっておりますけれども、第2項では委員の過半数以上のものが会議に付すべき事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出をして会議の招集を請求したときは、会長はこれを招集しなければならない、こういう規則になっております。

しかし、今日初めて机の上に付議事項が提起をされておまして、何ら、この会議規則第9条2項に準ずる会議だということであるならば、関係資料が手元に届いておらなかったのであります。したがって、この事務上の有効性とのかわり、招集請求の際の書面が具体的に事務当局の中に届いているのかどうか。今、説明の挨拶の中で、築館町議会とかどこどこ議会とか、こういう話がありますが、それはそれとしても、会議を招集するのは、請求できるのは委員でありまして、委員構成の中でどういう状況になっておったのかということ、どうしてもお聞きをしておきたいし、事務当局には、この9条2項にかかわる書類が届いているのかどうか、もし届いておるのであれば、その書面の写しを提示をしていただきたい。以上です。

○議長 協議会の開催権、これは合併協議会の会長として、必要であれば開会をして何ら差し支えな

いものであるというふうに思っております。そして、ただ今、千葉伍郎委員からおっしゃられました請求によって開会したものではありません、これは。協議会の会長が、必要であるということを確認して開会いたしましたものでありますので、ご了承下さい。

○千葉伍郎委員　　そうしますと、9条の1項、これをもって招集をしたということに、今、会長の言によれば、そのように私は理解をいたしますが、そうしますと、栗合協の92号、私もこれは異例な仕方だなどと思いましたが、こういう形であらかじめ各委員に文書を配るのであれば、私は、これはやり過ぎだなど。少なくとも、会長が、今言ったような答弁の中であれば、会長の職権で会議を招集をするというのが前提でなければなりません。そうしますと、この92号の通達は必要のない文書ではなかったんだろうかなと、私は思っています。したがって、栗合協92号と94号の整合性について見解を求めておきたいと思えます。

○議長　　回答します。

栗合協に、これは会長独断で事務局に命じて出させた書類であります。なぜか。これは、先ほど申し上げられましたように、いろいろと議会を通じて要請されました。それから、学識経験者の方々からも要請されました。そのように、早く協議会を開催して欲しいという要請がございましたので、その要請にこたえるために、近日中に会議を開きます、ご了承下さいというふうなことで、単なる会長の、これは熱意でもって発送した文書でありますので、ご了承下さい。

それでは、議事進行してまいります。

それでは、ただいまから、第23回栗原地域合併協議会の開会を宣言いたします。

本日の会議の日程は、お手元にご配付のとおりであります。

### 3. 会議録署名委員の指名

○議長　　会議録署名委員の指名をいたします。

例によりまして、会長から指名することにしてご異議ございませんですか。

(「異議なし」の声)

○議長　　本日の会議録署名委員は、瀬峰町長の山田悦郎委員、鶯沢町長の葛岡重利委員に指名をいたします。

### 4. 協議事項

○議長　　それでは協議事項に入ります。

#### 協議第36号 一般職員の身分の取扱いについて

第10回栗原地域合併協議会(平成15年12月25日開催)確認事項「協議第36号 一般職の職員の身分の取扱いについて」の確認についてを協議議題といたします。

このことについて、会長から事情を申し上げておきます。

去る19日の新聞発表以来、いろいろと町村長でこれらに対応するための協議を重ねてまいりまし

て、本日を迎えました。それで、本日の協議会に議題として載せるのはどのような方法がよいのかというふうなことで、いろいろと協議をいたした次第であります。

中には、栗駒町の1月1日付で採用した11名の職員は、新市には引き継ぎをしないというふうな協議事項も考えました。しかし、先ほど申し上げましたように、栗駒町におきまして、いろいろと、今、解決策を講じておるといふふうなことでもございましたので、まず、一般職の職員の身分というものは、既に協議第36号で取扱いを協議をいたしておりますので、この確認をすることによって、それらが解決するというふうなことも考えまして、このような協議議題にいたしましたことをご了承賜りまして、協議してまいりたいと思います。よろしくお願いいしいたいと思います。

それでは、内容の説明をいたさせます。

○阿部事務局次長　それでは、冒頭、資料の説明もいたしましたが、再度確認の意味で、次第の次のページでございます。上の方に「協議第36号 一般職の職員の身分の取扱いについての確認について」という紙、1枚めくっていただきますと、右上に「参考」とございます、平成15年12月25日、第10回合併協議会で協議確認されました「協議第36号 一般職の職員の身分の取扱いについて」の抜粋でございます。その次、3枚目には、平成17年2月16日付で10町村長によって協議が調い、調印されました協議書の写しでございます。その次には、参照条文といたしまして、地方公務員法、合併特例法並びに地方自治法のそれぞれ抜粋を参考までに挙げております。

それでは、まず初めに、資料の2枚目の方をご覧いただきたいと思います。右上に「参考」とあるものでございます。

「協議第36号 一般職の職員の身分の取扱いについて」、平成15年12月11日、第9回の合併協議会で提案し、同12月25日の第10回の合併協議会で協議確認された資料の抜粋でございます。

数字の1の部分太字でアンダーラインが引かれております。読み上げます。

1. 合併関係町村の一般職の職員である者については、全て新市の職員として引き継ぐものとする。

これは第9回の合併協議会でも説明しておりましたが、合併特例法第9条第1項では「合併関係市町村はその協議により市町村の合併の際、現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない」、このように規定しており、これは市町村の新設合併等が行われた場合に、当然、一旦はその身分を失う一般職の職員につきまして、合併に名を借りて不当にその職を失うことがないように、合併関係市町村間の協議により、合併市町村の職員として、引き続き身分を保有するよう措置すべきことを定めたものでございます。

それでは、資料、前後いたしますが、資料の1枚目、一番最初の1枚目をご覧下さい。

上の段に、「協議第36号 一般職の職員の身分の取扱いについての確認について」とある資料です。協議会等の経過につきましては、ご覧いただいておりますとおり、先ほど説明いたしました協議第36号、これを踏まえまして、今年4月1日に新設合併を行います栗原10町村におきましても、この合併協議の結果に基づきまして、昨年6月19日には合併協定書に調印を行い、同協定書第10項におきましては、合併関係市町村の一般職の職員であるものについては、全て新市の職員として引き継ぐこととしており、この点について合併関係市町村の協議が調っておったところでございます。

その後、平成16年6月25日及び7月26日には、10町村議会でもって全て合併関連議案が可

決、8月4日には知事へ廃置分合の申請、10月13日には県議会において合併議案が可決され、同日宮城県知事が合併を決定し、かつ11月10日には、総務大臣が「栗原市」の合併告示をしたところでございます。

そこで、本栗原地域合併協議会で確認すべき内容といたしましては、資料に記載のとおり、今回問題となっております、栗駒町が、平成17年1月1日に採用した11名の、いわゆる長期雇用臨時職員の取扱いについては、平成15年12月25日第10回合併協議会で協議確認されました協議第36号、一般職の職員の身分の取扱いについての対象となる職員には該当しない、ということから、そもそも新市への引き継ぎの対象外であるということでございます。

その理由の一つ目として、読み上げます。

(1)長期雇用臨時職員を含む臨時職員の取扱いについては、協議第36号で協議した一般職とは別途の協議とされてきたこと。

このことについては、いわゆる長期雇用臨時職員を含む臨時職員の取扱いについては、先ほど会長からもお話がありましたけれども、従前から総務課長会議等々で協議されてきたということから、別の協議として取扱われてきたということでございます。

このようなことから、今回採用された栗駒町の11名を含む長期雇用臨時職員の取扱いが10町村間で既に協議されており、昨年6月19日に合併協定書の第10項に規定する一般職の職員とは別途の取扱いとすることが明確に示されておりました。

また、このことは、協定書第10項の内容について協議いたしました第9回の合併協議会、15年12月11日でございますが、事務局が提出した資料の内容、協定書の対象とする職員の数に、今回採用された栗駒町の11名の職員は含まれておりません。こういったことから明らかでございます。

理由の二つ目といたしまして、(2)読み上げます。

(2)栗原10町村間の協議では、長期雇用臨時職員を正職員としては採用しない方針が明確に示されていたこと。

これは合併市町村間の協議では、長期雇用臨時職員については合併後も引き続き現体制を引き継ぐべきではないとしてきておまして、栗駒町の11名を含む長期雇用臨時職員については、栗原市の正規職員としては採用しないという方針が従前から示されておりました。こうしたことから、栗駒町が平成17年1月1日付で採用した11名につきましては、繰り返しになりますが、平成15年12月25日の第10回合併協議会で確認されました「協議第36号 一般職の職員の身分の取扱いについて」の協定項目とした「新市の職員として引き継ぐ」とした合併関係町村の協議の対象には、そもそも含まれていないものである。ということから、当該11名につきましては、新市に引き継がないということをこの栗原地域合併協議会において確認をいただくものでございます。

なお、資料の3枚目になりますが、協定書につきましては、ご覧いただきたいと思っております。説明の方は以上でございます。

○議長 それから申し上げますが、写しとして「協議書」というものを添付いたしました。これは、10人の町長でもって協議をいたしまして、このように文書でもって行ったものであります。このことは、一つには、何回も申し上げますが、栗駒町が平成17年1月1日付で採用した職員11名につ

いては、新市の職員として引き継ぐとした合併町村の協議の対象者には該当しないことから、新市への引き継ぎの対象外とするということで協議いたしました。

それから、二つ目は、いわゆる長期雇用臨時職員を含む臨時職員の雇用については、地方公務員法第22条の範囲内において新市で対応することとするということにいたしまして、ここに協議書を結んだ次第であります。参考までにご了承していただきたいと思います。

それでは質疑に入ります。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

津藤委員。

○津藤國男委員 瀬峰の津藤です。

今回の栗駒町長のとった行動につきましては、合併協議会委員を初め栗原郡民の全て愚弄する行為であると言わざるを得ません。今回の合併を目前に控えて、11名もの臨時職員を採用するということは、全く駆け込みの採用であり、到底認める訳にはいかないということで、学識の方から早期に会議を開催するよう、会長の方に上げておりました。それが実ったということもありまして、今、民間企業は、正社員を減らして人材派遣等に移行している、そういう現状、それは行政では分からない訳ですかね、これは。こういうときに、合併の方針に沿った、それを逆行した行為は、余りにも利己主義であると、当然思うし、また、やり方としてはずるいやり方であると言わざるを得ない訳であります。

そこで、今、会長から説明がありました、協議書の内容につきましては、ほぼ了解をしております。そこで、臨時職員の今回の採用の方法、あるいは地方公務員法の中でうたわれているこの中については、当然皆さんご案内のとおりだと思いますけれども、17条、18条、19条、この今の時点で、駆け込みで採用するということは、協議第36号で既に協議している中で、私も一般職の1、317名を新市に移行するということが了解をしております。これを見ますと、栗駒町は提出上では329名あるんです。329名の中で、実配置人員はどれほどいるのかということと246名なんです。83名も提出上より少ないんですよ。この状態の中で、11名がここにきて採用するということは、もうこの時点で採用してもおかしくない状態にあるんだろうと私は思うんです、必要であれば、83名も少ない、そういう状況の中で、ここにきて駆け込みをしたということは、先ほど申し上げたとおりでございます。

そこで、これから発生するだろうという予測されることを二、三点お尋ねをしたいんですが、まず、臨時職員の採用、雇用、任用ですが、地方公務員法で22条の1項から5項まで6カ月を超えないで更新することはできるが、1年までとなっている。再度雇用することはできない、というふうになっていますね。ということは、この時点で臨時雇用の方はもうこれで終わりですよというようなことでもいいのかどうか、その辺の確認をしておきたいと思います。

それから、先ほど栗駒町の町長さんが辞表を取りつけたというようなことを言われましたけれども、この辞表は、いつの時点で取りつけたのか分かりませんが、今後、任命権者である町長が一度辞令を交付して、その職員の方が辞職したということになれば問題ないんだろうと思いますけれども、訴訟というようなことに、もしかするとなるかもしれない訳ですね。こういったことの対応については、栗駒町、合併するということが4月1日合併ですから、それまでは栗駒町でしょうけれど

も、これは新市に引き継いでいくのかどうか、その辺は訴訟の問題にまで進まないのかどうか、その辺のところもあわせてお尋ねをしておきたいと思います。

それから、もう1点であります。臨時職員の給与の問題が新聞報道でされました。市町村の平均は、県内月額13万9,250円だそうです。ところが栗駒町のこの臨時職員の方々は25万2,916円、実に1.81倍というような形で、今きているようですね。この形で新市に引き継いだ場合、隣あるいはそのほかの9カ町村にも臨時職員がいるはずですね。その方の取扱いはこの辺の公平性あるいは整合性といったところはどうにされるのか。これは新市になってから決めるのではなくて、合併協議会の中で、ぜひ臨時職員の方々の給与、これらについても決めて申し送りをするべきだと思うんですが、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

○議長　　まず、最初にただいま質問されましたことに事務局からお答えいたします。

○鈴木事務局長　　まず、第1点、臨時職員の雇用の期間のお話でございますが、お見込みのとおり、6カ月雇用の、再度雇用しても、それは通算で1年を超えないということでございます。

訴訟になった場合ということでございますが、ちょっとこれについては、訴訟の起こされる時期であるとか、そういったこともありますので、ここで軽々にはご回答はできないというふうにご理解をいただきたいと思います。

それから、第3点目、臨時職員のいわゆる賃金の格差があるのではないかと、そういったものも含めて調整して新市に引き継ぐべきではないかというご趣旨のご質問だと思いますが、この辺につきましても、当然ながら、例えば職員の携わる業務とか、そういった内容もあるだろうということから、当然ながらその辺も含めて調整をしながら検討し、きちっと新市に引き継ぐような形になるかどうかというふうに思っております。

○議長　　津藤委員。

○津藤國男委員　　どうも、合併協議会の内容が、「新市に引き継いでから」あるいは「新市において」、そういうような内容がほとんどであります。そういうことが、郡民の方々も新市において全て決するのであれば、今の単独町村の、こういう形の中で、どうも見えないんだと、そういうような声が非常に多い訳ですね。これらがもし、仮に、この臨時職員の方々が、そういった給与の格差がある、こういう状況も新市においてそのまま引き継ぎますよという形で、雇用は先ほど言った最長で1年ですよということになれば、それで終わりですよというようなことで、どうもすっきりしないような形ですよ。これは、やはりその辺は他町村の方々もある訳ですから、その辺の整合性というか公平性はちゃんととって、これは合併前にできるはずですからね。新市になった時点で、それはちゃんときちっとやっていただきたいというふうに思います。

訴訟については、起こされるかどうか分かりませんが、ただ、これについては、新市になって引き継いで、あるいはそこでどのような経緯になっていくか分かりませんが、その辺については新市で対応するというような形で、それはそれでいいです。

○議長　　ただ今、津藤委員からお話がありました3番目の、臨時職員の賃金の取扱い、これを協議会の中できちんと定めてやってはどうかということでございますが、これらについては、平成17年度の予算については各町村から持ち込みといいますか、各町村で予算を編成いたしまして、それを新市に持ち込んで、それらによって17年度の予算は構成されるということでございますので、当然、そ

それぞれの町村から提出される予算の範囲内でもってやらなければなりませんし、なおかつまた、これらの賃金については、今後、助役会等でよく検討させまして、それらの内容等が町村長に上がってきた時点で、よく10人の町長協議をいたしまして、誤りない方向で4月1日以降執行権になります市長職務執行者に引き継いでまいりたいというふうに思います。これらは、いずれ執行権の範囲内ということで、ここでひとつ幾らにするということでもなしに、これは慎重に検討した上で新市で採用させるということでご了承下さい。

それから、1年ということになっております、地方公務員法で。確かに法律の定める範囲内で、これからやってまいりませんと、このような問題が生じますので、新市ではあくまでも地方公務員法の定める範囲内でもってやってまいらなければならないものであろうというふうに思います。武田委員。

○武田正道委員 高清水の武田です。

今、協議に入っている訳ですけれども、挨拶の中で会長さんから大方のご説明をいただきました。しかし説明の内容は大方このように町村会に報告があったと、町村会でこのように決まったという内容にとどまっており、今回、このような問題が起きたことの本質についての、委員の方々のお持ちになっている、あるいは郡民の方々がお持ちになっている疑問には答えるものにはちょっと足りないものだと思います。

ここに栗駒町長さんがいらっしゃいますので、当の町長さんより、この問題が起きた経緯と経過、当初と現在では町長さんの発言内容、対応も変わっております。それから報道によりますと、我々も報道でしか知ることができませんので、本当に月給30万円もする臨時職員がいたのか、あるいはこのような長期臨時職員を抱えることになったのはなぜかとか、そういったところが説明されて解決されなければ、再発の恐れや、あるいはまだ50日ほどありますので、現実的には、今後このようなことが発生することは100%ないと言えないことでもございますので、ぜひその辺の説明を聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 栗駒町長さん、それではよろしゅうございますか。

ちょっとお待ち下さい。栗駒町長さん、簡単にひとつ、ご説明して下さい。

○大関健一委員 会長に申し上げておきますが、今、武田委員が質問されたようなことを、この協議会で議論するのでしょうか。私は、36号の再確認でありますので、したがって、栗駒町が措置をしたこれまでの経過については、ここで栗駒町の町長の責任のもとで行った行為であります。ただし、そのことに関して大変な迷惑や混乱を生じているということにつきましては、皆様方に心からおわびを申し上げたいと存じます。

先ほどの経過にもありましたように、10人の町村長で確認をいたしました協議書、このことに基づいて、先ほど経過報告にありました、この協議書の内容で対応をすべく栗駒の町としては対応してまいりたいと、このことだけはしっかりと尊重するという立場で協議書を結んだものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 分かりました。

栗駒町長さんから、今、以上のような答弁がございましたので、これでもって議論をするということではございませんので、委員の皆様方、ひとつ、何分にもご了承のほどお願い申し上げてまいりた

と思います。武田委員。

○武田正道委員 高清水の武田です。

栗駒町のことを議論するということではございません。この協定書の確認しようという際の、私たちの資料、判断する材料として、ある程度の説明をお聞きしたいということでございますね。そういう説明がないのに確認と。この確認だけで済むのであれば、皆さんご存じのとおり、とっくに確認されて、15年に確認されていることであります。そのことが、なぜこれを守るといって、これがそのまま過ぎてしまうのであれば、今日の会議なんか開かれることはなかったんです。それを確認しておきながら、なぜこのようなことが起きたのか、その辺を聞きたいと思う。そういう意味で質問を差し上げたんです。

○議長 武田委員からお話も、これもごもっともだと思います。結果的には、我々10人の町長がこれまでいろいろと議論を重ねてまいりまして、その解決ができてきたということになる訳でありまして、その解決をしない前には、皆さんに大変心配をかけた訳であります。そして会議を早く開いてはどうかといったような要請もまいりました。そのことを踏まえて、会議もしなければならぬというような会長の考えもございまして、今日の会議になりました。

結局は、このような確認の事項でもって、今日はお諮りをいたしておるわけですが、その間にはいろんな事情があったということはご了承して下さい。これらについては、新聞報道なりテレビ報道なりでいろいろと皆さんもお分かりのとおりでありますので、その過去のことについてのいろんな議論、こういうものは、ここで行わないというような方向でもって、まず解決策の方策でもって議論をしていただきたいというようなことでお願いを申し上げてまいりたいと思います。石川委員。

○石川正運委員 築館の石川でございます。

本当に、今回のこの問題、今まで栗原郡内10カ町村で信頼関係をきっちりととりながら協定をし、もはや合併の時期であります。そういう中で、10カ町村の信頼関係を著しく損なわれた、こういうことは厳しく指摘をまずしておきたいと思います。ただ今、ご意見がありましたように、この問題、協定書どおり、特に協議第36号で協定したとおりにやっておけば、こういう問題はなかったんですね。そのことを伏して、今日の協議会を進めようといっても、それはなかなか、どういう形の協議会だったのかなということになりかねないと思うんです。私は、まず、お聞きしたい。本当に、大変失礼だけれども、当事者の栗駒町長が同席していますので、まず1月19日に河北新報に報じる前に、そういう情報が流れて、さらにはそういうことはしてはいけませんよというような注意もされておる訳ですね。現実、17年1月1日に採用は決定しながら、19日まで、その間町村長会議とも、先ほどの経過報告にありますとおりに、何回か行っている訳でありますね。どうしてその間に「実は栗駒で11人の採用をしておるんだ」というようなことを言えなかったのかどうか。このことが一番問題だと思っただけです。こういう議論をしないで、これから先へ進もうとしても、私は到底理解できないと思いますので、まず、このことを1点お聞きしたいと思います。

さらに、1月31日、先ほど会長の経過報告の中にありましたように、正規なものにするために採用したと、こういう説明でした。正規なものとは一体何なのか、まずとりあえずこの2点を明確にお聞きしたいと、こう思います。

○議長 暫時休憩をします。

午後2時55分 休憩

午後3時10分 再会

○議長 よろしゅうございますね。

開会前に会長の方から申し上げます。

開会いたした後に、ただ今築館の石川委員からもご質問がございましたような内容について、まず栗駒町長から釈明をさせます。そして、先ほども大変ご迷惑をかけたというお話もありました。そういう点についても申し上げていただきまして、その後にあっては、やはり委員同士でありますので、お互いに、再度また栗駒町の町長に対する質問、こういうものはお互いに、今までもずっと経過は皆さんお分かりになっておるとおりでありますので、ひとつ、ご了承賜りまして、本論に沿ってご質疑を賜るというような方向で進めていきたいと思っております。ひとつ、何分にもご了承して下さい。

それでは、再会いたします。

ここで、栗駒町長から釈明をさせます。

○大関健一委員 それでは、今回の一連の採用問題につきまして、私の方から改めて合併協議会の委員の各位の皆様方、さらには郡内多くの方々に信頼を損ねる、このような行為に対しまして、心から深くおわびを申し上げたいと存じます。

私が町長に就任しました当時、いわゆる長期臨時職員、条例の規定の中には、栗駒の町に準職員、日々雇用員、臨時職員の三つの職種の内訳、その中で準職員の対応としては、11名の方々がこの間、臨時的形で働いていただいております。その関係者や、あるいは組合との関係の協定書は平成4年、5年当時結ばれておりましたけれども、法に反する状態がずっと続いていたということで、今回は是正する措置として雇用をやめるか、いわゆる雇い止めにするか、あるいは職員に採用するか、二つに一つしかなかった訳でございます。

したがって、いろいろ庁内で検討いたしまして、今回の本採用に措置をいたしました訳でございますが、当然、4月以降のことなど、私除きの9人の町村長のご意見、あるいは協議案件の第36号の、これまでの経過などからして、どうしても新市に行けないような状況になりました。私といたしましては、関係者といろいろ協議をする中で、話し合う中で、今回の10人の町村長の協議書を結んだところでございます。節々でいろいろお話をしてくればよかった訳でございますが、これだけ重大な問題を決断するには、大分時間がかかりましたこともご理解をいただきたいと思っておりますが、何としても、判断の誤りという、そのことは明確に言えるのではないかなというふうに思っております。

さらには、これまでの一連の行動につきましては、たとえ、是正をするという機会を得たにしても、合併の中での今後の行く末などを考えた場合に、非常に多くの迷惑をかけたことにつきまして、改めておわびを申し上げまして、経過の説明とさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長 ただ今、栗駒町の町長さんから以上のとおりの釈明がありました。以上で各委員、ひとつ、何分にもご了承賜りまして、本主の審議に入ってまいりたいと思っておりますので、何分にもよろしくひとつ、ご了承のほどお願い申し上げます。それでは、石川委員。

○石川正運委員 実際のところ、本当皆さんこれで理解できたかどうか分かりませんが、本日の趣旨にのっとっての進めであれば、これからの確認ということですからですけれども、本当に、ただ今、当事者である栗駒町長から経過の説明ありましたけれども、まだまだ理解のできないのがたくさんあります。ありますけれども、会長も前に進むことというようなことですので、先ほど、いわゆる11人の辞表を取りまとめる、口頭だけでも、今、聞いたというようなお話であります、この辞任扱いの期日は、いつ、どういう形でやられるのか、この辺だけはきっちりと明確に示していただきたいと思えます。

○議長 このことだけ、町長さん、よろしゅうございますか、ひとつ。

○大関健一委員 関係者全員、11人全員から、先ほど会長の方からお話ししました辞表ということではなくて、退職することに同意をするということを書面で、2月16日付で全員からいただいております。

○議長 以上のとおりです。質疑、三浦委員。

○三浦徹也委員 各委員から、これまでお話しいただきましたが、私を含め、これまで一般の方々は新聞紙上で情報を得るといふようなことしかできなかった訳でございます。本日、この公式な場でお話をいただいて、やや詳しく理解をしたつもりであります。ただ、新聞紙上で見た範囲内で一般の方々の声から、ちょっと会長の意見を聞いておきたいと思えますが、これは、先ほど渡されました協議書1、2で理解はしておるんですが、2月5日河北、土曜日の新聞紙上に、会長の記者会見の中で「長期臨時職員は、希望があれば地方公務員法の範囲内で新市で雇用すると述べた」と、こういう表現がある訳ですね。このことについて、一般の方々の話を耳にしたことがあるんですが、そうすると、このことで、範囲内で新市で雇用することを何か約束したのかという一般の方々の理解をしている方もあるということです。そうなりますと、何かその辺を中心にして妥協したのではないかと、そういう声もあったことは事実であります。

そこで、今後のことについてお聞きしたいんですが、協議書の1番では、11名については新市へ引き継ぎの対象外と、こういうふうに表示されております。それから2番目は、長期雇用臨時職員を含む臨時職員の雇用について、こういうことが書いてある訳ですが、一つは、「長期」という概念なんですが、大体どの辺から長期と言っているのか、その辺をきちっとしていただければなど、こういうふうに思いますし、もし、これからは、もちろん11名の方々、あるいは10カ町村の全ての臨時で働きになっているの方々、あるいはこれから臨時でもという新しく希望される方々も大勢いるのではないかと推測されます。

そこで、その場合に、当然、新市できちっと対応なさるとは思いますが、その場合に、先ほどもちょっと話ありましたが、期間とか賃金とか、あるいは今まで経験した職務内容、そういうことも十分考慮して、とにかく10カ町村で希望なさる、これまで働いてきた人、新しい人に対して差別的な取扱いだけはしていただきたくない、平等にしていきたいということも十分に置いて、新しい市で対応していただければと、こんなふうに思います。それも含めまして、ひとつ会長さんからお話しいただければありがたいと思えます。

○議長 三浦委員から、今、ご質問されました内容について、会長の見解を申し上げてまいります。

まず、長期臨時職員とは何を指して長期臨時職員と単なる臨時職員との差を区別するのかというこ

とでございますが、長期臨時職員でございますからして、間違いなく何年となく雇ってきておる職員ですね。ことに、これは我々議会議員の方々とか、こういう方々はよく分かるんでございますが、町村の職員は、一般職になりますと、ただちに退職手当組合というのに加入をいたします。退職手当組合というのは、その職員が退職した際には退職金をもらう一つの組合でありまして、そこから支給される。それは、長年にわたってその職員の給料にしたがって組合の方に町が負担金を出して掛けておる訳であります。そこに加入をさせる。

それから、もう一つは、共済組合という制度があります、一般職には。職員になりますと、共済組合に加入をさせます。この共済組合は、長期共済と短期共済と二つに分かれます。これはいずれも短期というのは年金の関係の掛金、それから長期は病気になった場合の共済の掛金、二つに分かれます。この共済組合にも入れるということになっておる訳で、いわゆるそのように、身分は臨時であるが、ほとんどの取扱いは、一般職と何ら変わりなく今までその町で長期にわたって雇ってきたということでもあります。このような職員を長期臨時雇用職員、これは、各町村にあるという訳ではありません。これは栗駒町と、現在ありますのは一迫の町にもあります。他の町の臨時職員は、ぼんと1年間の雇用契約で臨時職員として働いておる訳でありまして、これは地方公務員法の範囲内でもって常に雇っておるというのが現実であります。そのような内容であります。そのように、ここで分けたいですか、長期臨時職員というのはそのような内容で、我々が今お話ししておるものでございます。

それから、長期臨時雇用職員、希望があれば新市で引き継ぎをするというふうな内容の記事が出ておりますが、これは決して長期臨時職員の方々とは個別に会って約束をしたものでもありませんし、我々9人の町村長が話し合いをいたしまして、今まで何年となく、その町に貢献してきた長期臨時職員であります。これも、本来であれば、当然、事情が許せば一般職になった方だと思いますが、なかなかそうはいかない。財政的にも困難であるというようなことで、その町の事例にしたがって今日まで雇用されてきた職員でありますので、直ちにここで、そのまま退職をさせるということも至難だろうと。それでは、まず、これからの雇用の場合は、新町となった場合は絶対に法律の範囲内で雇用するというのが原則であるということにいたしまして、地方公務員法の範囲内というふうなことで、希望があれば雇用いたしますということにいたしました。それで、決してその方々とお話し合いをしたということではございませんので、ご了承下さい。

それから、問題は、賃金でございます。これが問題なんでございますが、これも、先ほど津藤委員からもお話がございました。これらについては、今後どのようにしていったらいいのか、平等性を欠かない方法でもちろんやっていかなければなりません。ただ、やはり長期職員は何年となく勤務をいたしまして、もう既に一般職以上の方も中にはあるんだろうと思います。そのように、技術的に非常にやはりその町、その町で貢献してきた職員たちがいる訳でありますからして、そういう格差をどのようにして平等性に欠けないようにしたらいいのか、これらについては、先ほど申し上げましたように、助役会等でもって、よく、幹事会等で検討させ、そしてそれを町村長でもって検討いたしました上で、4月1日から職務を担当する職務執行者の方に間違いなく引き継ぎをしていきたいというふうな内容であります。そのことで、ひとつ、ご了承願いたいと思います。千葉委員。

○千葉伍郎委員 提出をされました確認内容で、二、三、お尋ねをいたします。

「協議第36号 一般職の職員の身分の取り扱いについての確認について」という資料の中の、括弧

されておりまして、本会議で確認すべき内容の欄でございますが、上から3行目の終わり、「36号一般職員の身分の取扱いについての対象となる職員には該当しないことから、そもそも新市への引き継ぎの対象外であること」と、このことがあります、このことについてお尋ねをしておきたいと思っております。

ご案内のとおり、この36号は、平成15年12月11日に提案をされまして、平成15年12月25日に本委員会で確認をされたタイトルであります。当時、添付をされておりました資料を思い出していただきたいんですが、この資料には、最初どなたかも言っておりましたが、栗原郡10カ町村で条例定数が1,563人、それから実配置が1,317人、合併特例法の9条1項に基づく協議に基づいて職員数がある、それ以外のものは認めないのだというのが、今回の論法の根拠になっておりますけれども、合併町村間の協議に基づく職員に該当しないと言い切れるのかどうか。いつの時点で、この協定書をいつ見ても分かるんですが、何月何日現在の職員とか、何月何日現在、何百何十人という数字がどこからも出てきていません。

したがって、この添付をされた資料は、何を意味するのか。ここで確認をされた1,317人以外は、定数条例がある、まだ余裕があっても、これは、この協議会は該当しないという理由づけにするのかどうか。極めて、これからも議論の残るところだと思うんです。何月何日現在の職員、一般的には、特例法9条1項という引き継ぎの関係で言えば、3月31日現在の職員をもって新市に引き継ぐと、これが普通だと思うんです。あるいは、何月何日現在の職員をもって新市に引き継ぐと、こういうのが一般の法解釈の根拠になるはずであります。しかし、今回も同じようなことを出されてますが、これは、引き継ぎ問題が起きないという保障は何もありません。例えば、本町の場合も、年度末を待たずに退職している職員がおります。

そうしますと、例えば、これはうちの方に限ってはないと思うんですが、例えば、そこに穴があきました、業務がとまってしまいますと。したがって、それに補充をするんです、合法的に新規採用も含めて。これはできないんですかという意見になってくるんだと思うんです。問題は、条例定数の範囲内も含めて、一切の職員の異動は、この平成15年12月25日の協議第36号の日をもちまして、今言ったようにルール違反だとルール違反でないとかという議論の区切りにするのかどうか。これがまず第1点お聞きしておきたい。

それから、(1)の中で、長期臨時職員を含む臨時職員の取扱いについては云々とありまして、協議第36号で協議をした一般職とは別途の協議とされてきたこと。したがって、栗駒町のやり方は間違っていたという言い方を言いたいんだと思うんですが、私が調べた範囲の中では、確かに臨時職員の取扱いについては、平成16年5月6日の総務課長会議を皮切りに、この臨時職員の取扱いについて会議がされております。約10回議論されております。10回議論をされましたけれども、少数意見の留保もあって必ずしも全体がまとまった内容ではなくて、幹事会である助役会の議を経ないままに、1月6日、総務部会から提出をされた確認書をもって町村長会議が確認をした、こういう仕組みになっている訳です。ですから、私は、この文章の書き方そのものは間違っているのではないかと思います。協議はされてきたけれども、協議決定をしていない条項ですね。

例えば、今日のように本会議にかけても、部会に戻すことだってある訳ですね。今までもあった訳ですから。そうしますと、この協議会で確認をして初めて、その合併協議会における効力が発するも

のだというふうに、私は理解をしている。そうなりますと、この文言というのは、必ずしも正確な表現ではないのではないかと。本来であれば、私も含めて黙っていただければいいんでしょうけれども、そうはいかない訳です、これは。ですから、この内容については、文章の責任がありますから、後で。明確にさせていただきたいというふうに思います。

○議長　それでは、明快な事務局から答弁をさせます。

○阿部事務局次長　それでは、千葉委員さんのご質問、最初の方はルール違反云々という話がありましたけれども、私の説明に不備な点があったのかどうか、私は既にその点については説明をしておりました。今回の栗駒町が行った11名の方々の件については、新聞等々でもご承知のとおり、宮城県庁の方からも随分と指導がされていたようでございます。今回の資料には書いておりませんが、そもそも合併協議というのは、関係町村間で十分に協議して進めてきたものでございます。そういったことからすると、今回の採用行為は秘密裏に行ってきたということが一方では言えるかもしれませんが。また、もう一つ、今回の採用行為そのものに、一方では十分な瑕疵が認められる余地があり、取り消し得べき条件にも該当する可能性があるというような話もございます。

冒頭千葉委員さんがお話をされた、いつの時点で新市に職員を引き継ぐのかという話は、基本的には平成17年3月31日です。ですが、今の私のお話をした2点、これを踏まえて、私どもとしても宮城県庁の各課及び総務省とも協議をして、今回のような提案をいたしました。以上です。

○議長　千葉委員。

○千葉伍郎委員　そうなりますと、もっと突っ込んで聞きます。

栗駒町の採用問題について、県はいまだ明確に、地公法何々の違反という言い方はしておりません。不適切だとか、いろんな話をしていますが、法律の根拠の何々の違反という表現は、県そのものは使っておりません。そうしますと、我が町は、今までの議会の中での答弁を総合しますと、地公法17条4項を適用して、選考試験を行った。こういうことからすれば、合法的に判断をしたというふうに尽きる訳であります。

しかし、住民の感情も踏まえれば、もっと慎重に取扱うべきだったのかなという点は、私たち自身も反省材料として否定するものではありません。しかし、瑕疵ある採用、あるいは、今言われましたように、取り消し得べき採用行為、こういう表現は、私は公式な回答としてはいただけない答弁です。ただ、そこまで言い切るのであれば、どこの何に抵触をするということなのか、もう少し、今、私たちの臨時職員の状況を見ますと、勤続平均21年です。年齢も、極めて長くて、平均年齢は54歳。こういう状況を考えてみまして、先ほど来言われましたように、二つの仮定を踏まえて苦渋の選択をしたということからすれば、違法だと決めつけるやり方は、私はないのではないかとこのように思っているんです。したがって、この辺は、議事録にも残っていますから、正確にお答えしていただきたい。

○議長　事務局に答弁させます。

○阿部事務局次長　正確に聞いていただきたいのですが、私は断定をしておりません。取り消し得べき条件に該当する恐れがあるという仮定のお話をしている訳です。それを限定したとか何とかと言われても、実は私も困る訳なんですけれども、これは、例えば、訴訟等々になれば、例えば裁判所が判決を出したとか、そういった判例等々があればまた別ですけれども、現段階においては、言え

る、これが全てです。そういう可能性があるということです。以上です。

○議長 会長から申し上げます。

確かに、採用したのは違法性があるということは県庁でも申し上げておらないと思いますが、先ほど来申し上げておりますように、道義的責任、これで今みんなが論議しているんですよ。このことで、ひとつ、ご了承下さい。

それでは本論に入って質疑して下さい。よろしゅうございますか、この確認で。

(「異議なし」の声)

それから、協議した内容の協議書、これを尊重するというので、再度会長の方から申し上げて、以上でもって終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。金成の飯田委員。

○飯田 明委員 金成町の飯田ですけれども、ちょっとこういう終わり方はまずいと思います。後に引きます。先ほど千葉伍郎委員、一体、私、何が言いたいのか、よく分からなかったんですけども、先ほど会長さんがおっしゃったように道義的責任、それで、要するに法令遵守という言葉でコンプライアンスの問題なんですけれども、そういう手続きがきちんととられていないから、こういう協議会を開かないと、冒頭そういったことを言った方がありますけれども、そうではないですよ。そういう適切なタイミングでこういうことをしなければいけない。妥当性があるか、適切性があるかということで、みんなこういう協議会に、今集まってきた訳ですから、そういう部分での話だと思しますので、やはりそういうことを考えた上で、協議会、こういった話し合いの場は進めていかなければいけないと思います。それとあと、私、思うんですけれども、もうちょっと地域住民の目線に立った物の見方、考え方で意見を進めていきましょうよ、本当に。

それで、まだこの36号について、先ほど津藤委員さん、武田委員さん、民間の立場で、あるいは企業人としての立場ということでの、そういう意見があったと思うんですけれども、本当、これからは、企業の場合だったら社会的責任というものがCSRという言葉があるんですけども、コーポレートソーシャルレスポンスビリティ、要するに、こういったものを最低限の法令を遵守して、利益の貢献といったもの、責任を果たすといったものが、これからの行政、企業だけではなくて、求められている訳ですから、そういった場合には、こういったような協議会というのは開かれていますよね。だから、当然、いろんなことを話し合った上で、それが公開されていかなければいけない。

ですから、先ほど言ったように、辞表をいつ提出したとか、そういったこともあるでしょうし、先ほど臨時の職員の方の賃金がどうのこうのというのがありましたけれども、そういったものは、これからは、そういったSRの考えにのっとって、これから新市に向かって決めていかなければいけないこと、たくさんあるんだと思います。それを、今まで、その時期までに協議するとか何とかと言っていますけれども、決まったことは、たとえそれが新市になったとしても、SR、要するに公開情報、早い時期でのそういった基本的な、決まったことは早目に公開していく。要するに、隠匿性のあるような特別な事情なんか要らないんです、地域住民は。そういったものをどんどん淘汰していく。そしてそういった特別な事情を引っ張らないような形で新市に引き継いでいく。新市では、毅然として態度で、やはり行政の立場にあられる方は責任を持ってやっていただきたいと思います。新市になって合併したから変わったんだと、今までのようなこんな、引っ張ったような、特別な事情を引っ張って、それでまたこの場に持ち出して、これはどうだ、あれはどうだというのはもうやめましょう。本

当、そういう時期だと思うんです。

ですから、この部分では、もう決まってない部分がたくさんあるかもしれないけれども、新市になった場合には、やはりこういうようなことの騒ぎはあったんだけど、栗原市になって変わったなという、そういう行政体としての形を、ぜひとも新市になってから、これは地域の住民も含めて、そういう態度を、やはり世間一般に示すべきだと思いますので、そういった情報公開というものを適切に、早い時期に栗原市になってから行われるんだというふうなことを、この場できちんと決めていただいて、そうでないと、この協議第36号の問題だって、なかなか見えてこないと思いますので、解決法が。そういった形で、今後、協議会、あと数回もないと思いますけれども、そういったことを、やはり我々、地域住民の目線に立って、地域住民のだれもがみんな分かるような形での協議会での発信であるとか、新市になってからの情報公開というものをきちんとやっていくということ、私はこの協議会の場でお願ひしたいと思います。以上です。

○議長 貴重なご意見ありがとうございました。

今のご意見をきちんと守って、これから新市に向けて引き継いでまいりたいと思います。

それでは、よろしゅうございますか。以上で閉会してまいりたいと思いますが、確認したということではよろしゅうございますね。

(「異議なし」の声)

それでは、第23回栗原地域合併協議会を、以上をもって閉会といたします。

閉会のご挨拶。

## 6. 閉 会

○阿部事務局次長 ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、千葉副会長さんからご挨拶をいただきます。

○千葉副会長 長時間にわたりまして、第23回の合併協議会、閉会となります。今までの皆さん方のご意見とか、いろいろありましたけれども、問題は、住民というんですか、軸足を住民の中に置いて、これから正しく清潔な議論を進めて、合併のために進んでいきたいと思ひます。

どうも今日はご苦労さまでございました。

午後3時45分閉会